

# 入札及び契約の過程並びに契約内容

件名	吉村昭書齋（仮称）移築整備工事				
契約番号	4三契第835-0号	契約日	令和 4年11月10日		
契約区分	総価契約	契約方法	随意契約 8号該当		
契約金額	¥133,650,000円（うち取引に係る消費税 ¥12,150,000円）				
予定価格 （事後公表）	¥133,650,000円（入札書比較価格 ¥121,500,000円）				
設計金額	*****（うち取引に係る消費税 *****）				
最低制限価格 （事後公表）	¥106,920,000円（入札書比較価格 ¥97,200,000円）				
入札日	令和 4年11月 9日	落札比率	100.00%		
契約相手方	八大建設株式会社 東京都府中市本宿町一丁目 4 4 番地の 1 バウムハウス西府 2 F 代表取締役 西山 尚之				
履行期間	令和 4年11月11日 から 令和 5年11月14日 まで				
履行場所	三鷹市井の頭三丁目 3 番17号				
業種	0700 建築工事	契約保証	要		
支払条件	完了後一括払い				
前払金	¥53,460,000円				
中間前払金	¥26,730,000円				
契約変更後の契約内容（1回目）					
契約変更日	令和 5年 9月21日				
変更後契約金額	¥136,527,600円（うち取引に係る消費税 ¥12,411,600円）				
変更後履行期間	令和 4年11月11日 から 令和 6年 2月14日				
変更理由 及び 変更内容	(1) 東側隣家との連絡、調整、協議に時間を要し、家屋調査に入ることが出来なかったことから計画敷地東側部分の工事に着手することが出来なかったため、全体工程を見直し、工区分けを行いながら工事を進めることとした結果、3か月間工期を延長する。 (2) 契約時点以降のコンクリート材料の価格上昇（約21%）が著しいことから、適正な価格を反映する必要があるため、契約金額を変更する。 <b>【変更概要】</b> (1) 工期の延長（3か月間）に伴う共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）及び積上共通仮設費（仮囲賃料、出入口ゲート、交通誘導員の期間延長）の増額 (2) コンクリート材料の価格上昇に伴う増額				
契約変更後の契約内容（2回目）					
契約変更日	令和 6年 1月23日				
変更後契約金額	¥136,527,600円（うち取引に係る消費税 ¥12,411,600円）				
変更後履行期間	令和 4年11月11日 から 令和 6年 2月14日				
変更理由及び 変更内容	(1) 工事工程の見直しによる変更 (2) 設計見直しによる変更 (3) 施工納まり・調査による変更 (4) 施設要望による変更 (5) 資材供給状況による変更				
入札（見積）結果					
	業者名	第1回	第2回		備考
1	1003882800 - 0 八大建設株式会社	127,000,000	123,500,000	121,500,000	4三契第835-0号 随意契約 8号該当 不調随契
2	1002522100 - 0 風基建設株式会社	209,709,045			不参加

工事概要		本工事は、長年三鷹市に在住した吉村昭の作品の執筆場所であった「書齋」及び書齋に隣接する「和室」を再現・活用するために既存の書齋棟を移築し、合わせて三鷹市所有の資料や関係資料等を展示する展示交流棟を新築する工事である。
入札参加資格要件	業種等	東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける建設工事等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」、申請業種に上記業種の登録がされていること。
	地域要件	三鷹市内に上記「業種等」の要件を満たす本店、支店・営業所等を有し、かつ、告示日現在「三鷹市建設工事等競争入札参加資格における市内業者及び準市内業者認定要領」に基づく、市内業者又は準市内業者の認定をされていること。（支店・営業所等においては契約締結の権限を有する代理人を置いていること。） 又は、東京都内に上記「業種等」の要件を満たす本店、支店・営業所等を有し、東京都内において告示日現在1年以上営業を継続していること。（支店・営業所等においては契約締結の権限を有する代理人を置いていること。）
	経 審	最新の経営事項審査による「建築一式」の総合評定値が次の条件を満たすこと。 市内業者の認定をされている者 650点以上 準市内業者の認定をされている者 700点以上 東京都内に本店、支店・営業所等を有する者 750点以上 ただし、下記の条件を満たすときは、総合評定値に、該当する点を加算することができる。（2つ以上の条件を満たすときはそれぞれ加算することができる。） (1) 令和3年度にしゅん工した三鷹市発注の建築工事で、工事成績評定の平均点が80点以上である者 50点 (2) 災害時における支援等に関する協定を三鷹市と締結している者で平成30年度以降に活動の実績を有する者 50点 (3) 法定障がい者雇用率を超えている者 25点 (4) ISO9000S又はISO14000Sの認証を取得している者 25点
	施工実績	平成29年度以降に、古民家又は文化財等を解体しその部材を使った再築を行う建築工事で1件あたり100,000,000円（税込）以上の工事実績を有すること。
	許 可	建築工事業において建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。
	技 術 者	本工事に、建設業法に規定する技術者で同種の工事経歴を有する者を専任で配置できること。ただし、当該技術者は入札参加申請の日以前に3箇月以上の雇用関係を有する者であること。
	そ の 他	(1) 告示日及び開札日において、三鷹市において指名停止されていないこと。 (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にないこと。 (3) 三鷹市発注の同種工事における工事成績が不良であった者は入札に参加することができない。 ア 本件の告示日前2箇月の間に通知された工事成績評定点が55点以上65点未満であった者 イ 本件の告示日前4箇月の間に通知された工事成績評定点が55点未満であった者 ウ 平成23年4月1日以降における三鷹市発注の同種工事において、工事成績評定点が55点未満であった者で、改善計画書の提出を行っていないもの (4) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けていないこと。なお、入札参加資格結果通知後であっても、契約締結までの間に入札参加等排除措置を受けたときは、当該通知を取り消し、又は入札を無効とする。
	資格審査不合格者名	不合格事由
備考		